

春の防犯運動はじまる!!

少年の非行化防止強化も

今年も三月十五日から四月十四日までの一カ月間、県下一斉に「春の防犯運動」と「少年補導強化月間」が実施されます。

この季節は、のどかな陽気と行楽に浮かれて、人の心にもスキが多くなり、毎年の例をみても「空巣盗」や「車上狙い」や「自転車盗」などが、いつもより多く発生しています。

また、卒業、進学、就職などが一段落して春休みに入った少年たちが、その解放感や環境の変化などから非行に走りやすい時期でもあります。

そこで、市民のみんながこの運動に関心を持ち、連帯意識を高めて、犯罪のない社会づくりと青少年の健全な育成に協力し合ってほしいと思います。

●隣りどうしで声をかけ合い、留守を頼んでおきましょう。

●不審者を見かけたときは、すぐに警察や近くの人に知らせるなど地域みんなが協力し合いましょ。

★自転車盗の防止

●道端などへ長時間放置しないようにしましょ。

●錠前は「チェーン錠」のような開けられにくいものにして、止めたその手で必ず「カギ」をかけましょ。

●未登録の自転車は、近くの自転車店で防犯登録をしましょ。

★少年非行の防止

●子供が外出するときは「誰れと」「どこへ」「何をしに行き」「何時ごろ帰るか」を確かめましょ。

●家に出入している子供について、そのメンバーや行動などを確かめましょ。

●よその子供でも危険な遊びは「二声」かけてやめさせましょ。

●隠れて「シンナー類」を吸う子供がふえています。見かけたときは、注意するか、警察へ知らせましょ。

人権行政相談は

四月からこのように

人権擁護委員の主な仕事は、わたしたちの人権が犯されないよう監視し、もし人権を犯された人がいた場合には相談相手になって救済したり、人々の間に正しい人権の考え方を広めたりすることです。

今までは、土曜、日曜、祭日を開かず、毎月二十日に社会福祉センターで人権行政相談を行っていましたが、四月からは、経費節減などの理由から二十日がちょうど

土曜や日曜、祭日になった場合には次の平日に繰り越して行われます。時間、場所は今までと同じ午前十時から午後三時まで社会福祉センターにて。

これは人権問題ではないだろうかとおぼつかない、法律上どのようなのかわからないで困ったときは、委員に直接相談なさるか人権行政相談をご利用ください。

【社会福祉協議会】

南国市の人権擁護委員

| 氏名 | 住所 | 電話 |
|-------|--------|-------|
| 山崎 喜一 | 下末松432 | ④3772 |
| 田内 稔治 | 国分952 | ②1438 |
| 橋田 憲一 | 片山970 | ⑤8373 |
| 岡本 花実 | 亀岩787 | ②7277 |
| 浜田 弥芳 | 前浜521 | ⑤2382 |

無料法律相談所

交通事故やその他の処理、いざこざなどで悩んでおられるみなさんのために「無料法律相談所」があります。これは弁護士が、あなたが当番で相談に応じているもので、お気軽にご利用されますよう、おすすめします。

□とき：毎週月曜・金曜日
午前九時～午後四時

□ところ：高知地方裁判所内 高知弁護士会 ☎0888-20324

55年度中央公民館事業

| 事業名 | 日程 | 内容 | 場所 | 講師 | 定員 | 開講 |
|--------|----------------------------|----------------------------|---------|-------|-----|----|
| 焼物教室 | 毎週木曜、月4回 午後7:00～9:00 | 陶芸 | 中央公民館 | 潮田 文明 | 80名 | 4月 |
| 手品教室 | 毎土曜(4回) 午前10:00～12:00 | 家庭で楽しめる手品 | 寺川 雅元 | 30名 | 5月 | |
| ヨガ入門講座 | 毎月2回第1、第3月曜 午後7:00～9:00 | 健康づくり | 大塚 栄彦 | 30名 | 4月 | |
| 古典文学講座 | 第1、第3土曜 12回 午後1:30～3:00 | 土佐日記の読書会 テキスト「岩波文庫」土佐日記 | 図書館 | 竹村 義一 | 20名 | 5月 |
| 茶道サークル | 第1、第3水曜 午後7:00～9:00 | | 後免中町公民館 | 松本 末危 | - | |
| 俳句サークル | 第3月曜日 午後7:00～9:00 | 俳句会 | 中央公民館 | 森 武司 | - | |
| 民謡サークル | 毎週水曜 午後7:00～9:00 | | | 山崎千賀子 | - | |
| 書道教室 | 毎週月曜日 午後6:30～8:30 | | | 坂本 正 | 30名 | 4月 |

申込み、おたずねは中央公民館 ☎43498 まで

春の狂犬病予防注射と登録



昭和55年度狂犬病予防注射実施計画表

| 月日 | 実施場所 | 時間 |
|----------|-------------|--------------|
| 4月1日(火) | 明見保育所 | 午前9:00～9:30 |
| | 竹中公民館 | 9:50～10:40 |
| | 南国市立体育館 | 11:00～11:50 |
| 4月2日(水) | 野田小学校 | 午後1:30～2:20 |
| | 西山公民館 | 午前9:10～9:40 |
| | 長岡東部公民館 | 10:00～10:50 |
| | 市農協国府支所 | 11:00～11:50 |
| | 栄町公民館 | 午後1:30～1:50 |
| 4月3日(木) | 中央福祉館 | 2:10～2:30 |
| | 久枝公民館 | 午前9:20～9:40 |
| | 南部福祉館 | 9:50～10:10 |
| | 市農協前浜支所 | 10:20～11:00 |
| | 市農協物部出張所 | 11:10～11:50 |
| | 日章公民館 | 午後1:30～2:30 |
| 4月4日(金) | 岩村公民館 | 2:40～3:10 |
| | 三和地区公民館 | 午前9:00～10:00 |
| | 浜改申中田公民館 | 10:20～11:10 |
| 4月7日(月) | 十市支所 | 午後1:00～2:00 |
| | 稲生地区公民館 | 2:30～3:30 |
| | 黒滝公民館 | 午前9:40～10:00 |
| | 奈路公民館 | 10:30～10:50 |
| | 市農協瓶岩支所 | 11:00～11:30 |
| 4月8日(火) | 嶺石支所 | 午後1:10～1:40 |
| | 久礼田地区公民館 | 1:50～2:50 |
| | 市農協上倉支所 | 午前9:00～9:20 |
| | 上八京窪田宅前 | 9:30～9:40 |
| | 岡豊定林寺公民館 | 10:10～10:40 |
| 岡豊支所 | 11:00～11:50 | |
| 南郷中央青果市場 | 午後1:30～2:20 | |

狂犬病予防法により、狂犬病の予防注射を年2回(4月・10月)、登録を毎年1回しなければなりません。

今年も、次の日程により、春の予防注射と昭和55年度の登録受付を行いますので、必ず最寄りの場所に犬をつれて時間内においでください。

もし登録または予防注射をしなかった場合には3万円以下の罰金を課せられることがあります。

料金

- 定期登録.....2,000円
- 予防注射.....1,000円
- 獣医の巡回による予防注射.....2,000円
- 獣医宅で予防注射を受けた場合.....1,500円

○獣医の巡回および獣医宅での狂犬病予防注射では、登録はしていませんので、実施場所できなかつた人は市役所公害環境課まで登録においでください。

○また、不用犬の買上げを毎月第2月曜日の午前9時30分から10時まで、市役所北側の市立図書館前で行っています。自鑑を持っておいでください。

【公害環境課保健係】

鉄道妨害防止運動にご協力を

国鉄では三月十七日から四月五日まで「鉄道妨害防止運動」を実施します。

昭和五十四年度の一月末では、四国管内の踏切事故や線路立入りなど鉄道妨害事故の発生件数は百六十一件で、前年同期に比べて二十七件減少しています。

事故件数は減ったとはいえ、これらの事故のため亡くなった人が二十三人、けがをされた人が三十八人もいます。

早春の声を聞きますと、子供さんたちは外で遊ぶことが多くなり、危険な線路内に入り、線路に石や物を置いたことがふえてきます。

このようにいたすらをするのは、小学校に入る前の幼児や小学校一、二年の低学年がほとんどです。

鉄道線路はたいへん危険です。みなさんの尊い生命をお守りするため、国鉄では次のことをお願いしています。

たときは、まず列車を止める手配をしてください。

○踏切非常ボタンのある踏切では押ボタンを押してください。自動車には赤旗や信号えん管を必ず備えつけてください。

○踏切付近では、子供を遊ばせないようにしてください。

○線路や鉄橋を通るのは危険ですからやめてください。

確定申告が間違っていたときは

所得税の確定申告書を提出した後で、計算間違いなどのために申告した内容に間違いがあることに気がついた人は次のような方法で訂正することができます。

○所得や税額の計算を間違えて申告をし、後になって納めた税金が少なかったり、還付を受ける税金が多いことに気づいたときは「修正申告をしましょう」。

○税金を納めすぎていたり、還付を受ける税金が少ないことに気づいたときは「更正の請求」をすることができます。

なお、「更正の請求」のできる期間は、昭和五十四年の確定申告については昭和五十六年三月十五日までとなっています。

確定申告を忘れていたときも、確定申告をしなければならぬ人が申告を忘れていたときは早めに申告をしましょ。



【南国税務署】